

# 確 認 書

私は地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第5条各号に該当いたしません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

## 【参考】地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則（抜粋）

（受験の資格要件）

第5条 受験の資格要件は、採用する職に必要な年齢、経験、学歴、免許等の条件を有することとし、理事長が別に定める。ただし、次の各号に該当する者は職員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であつて、当該処分の日から2年を経過していない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者